

野洲市屋外広告物条例（案）に対する市民意見募集実施概要

野洲市は、平成 24 年 6 月に景観行政団体に移行し、良好な景観まちづくりに向けて、平成 24 年 12 月に「野洲市景観計画」を施行しました。

「屋外広告物」については、景観に大きく影響を与えるものであり、現在、滋賀県屋外広告物条例に基づいた規制・誘導を行っていますが、野洲市景観形成方針を踏まえた市独自の条例策定に取り組んでいます。

つきましては、下記のとおり条例案に対する意見を募集します。

なお、寄せられた意見は条例策定の参考とさせていただきますが、個別回答は行いません。意見等の概要とそれらについての市の考え方は、市ホームページ等で公表します。

1. 公表資料

A 4 紙ファイル綴じにして、

「野洲市屋外広告物条例（案）」

参考資料「野洲市屋外広告物条例（案）の規制地域概要図」

「野洲市屋外広告物条例施行規則（案）」

「野洲市屋外広告物条例施行規則（案）の規制基準表」

2. 閲覧場所

市ホームページ、市役所都市計画課、本館情報公開コーナー、市民サービスセンター、各コミュニティセンター、市民活動支援センター、野洲地域総合センター、市民交流センター

3. 閲覧期間

平成 26 年 1 月 23 日（木）～ 2 月 14 日（金）

4. 意見の提出方法

様式は自由です。氏名、住所、電話番号を記入の上、郵送、持参、ファックス、Eメールのいずれかで提出をお願いします。

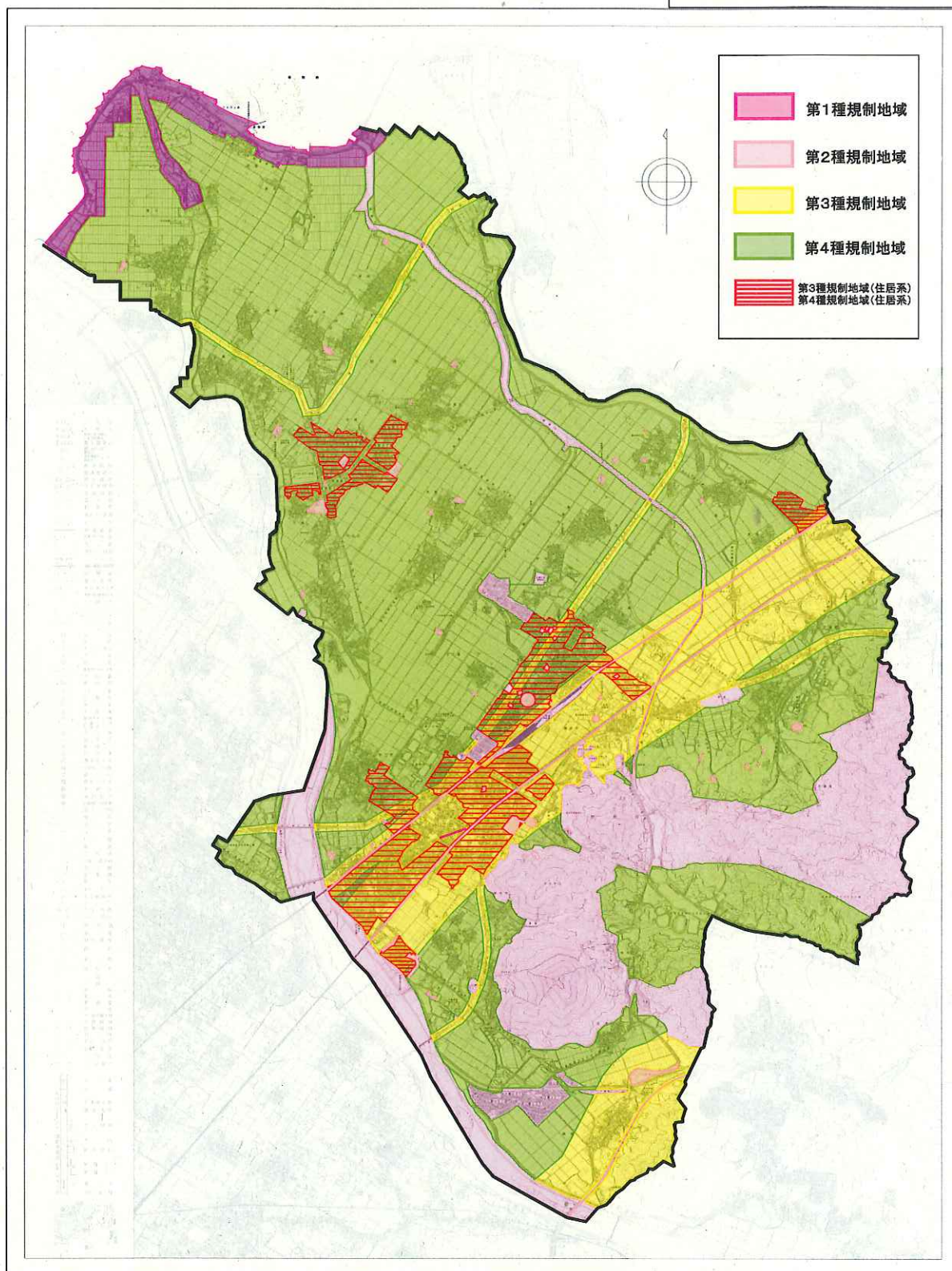
5. 提出先

野洲市都市建設部都市計画課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

電話：077-587-6324 ファックス：077-586-2176

E-mail：tosi@city.yasu.lg.jp



1. 許可申請が必要な広告物

地域の種類	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
	ビック	ローズ	きいろ	ライム
各地域の範囲	『野洲市景観計画に定める琵琶湖景観形成地区(琵琶湖景観形成特別地区含む)』 『野洲市景観計画に定める野洲駅南地区のうち、中山道沿道区域』	『第1種低層住居専用地域』 『風致地区』 『指定文化財の周囲50m』 『史跡名勝天然記念物の指定範囲』 『名神高速道路』 『都市計画公園』 『都市計画緑地』 『墓地』	『野洲市景観計画で定める野洲駅南地区のうち、中山道沿道を除く区域』 『国道8号線、国道477号線、県道2号線の道路境界から30m以内』 『鉄道から100m以内』 『名神高速道路または新幹線から500m以内の地域』 『住居系用途地域(※1)の区域』	『第1～第3種規制地域以外の野洲市全域』 『住居系用途地域(※1)の区域』
自家用広告物	総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要		総面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要	
非自家用広告物 (野立広告物)	設置できません (※2)		設置できません (※2)	設置する場合は、すべて許可が必要
非自家用広告物 (野立広告物以外)			設置する場合は、すべて許可が必要	

(※1)：都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、準住居地域を指します。
(※2)：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

2. 許可基準

(1) 一般基準

- 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- **可変表示式広告物**にあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。こと。
- **道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること。**

(2) 個別基準

地域の種類	主な場所	第1種規制地域	第2種規制地域	第3種規制地域	第4種規制地域
		ビック 琵琶湖沿岸、野洲駅南地区中山道沿い	ローズ 三上風致地区、都市公園・緑地、文化財周辺、第1種低層住居	きいろ 野洲駅南地区のうち中山道沿道を除く区域、国8、国477、大津能登川長浜線	ライム 赤斜線 栄、小篠原、七間場
総量規制		15㎡			
自家用広告物の基準	野立広告板、塔	幅：4.5m以下 地上から10m以下	—	地上から20m以下	地上から10m以下
	壁面	壁面の面積×1/4	壁面の面積×1/3	壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3
	突出	突出幅 上端の高さ 下端の高さ	壁面からはみ出さない		
	突出	上端の高さ 下端の高さ	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内 取付壁面の高さを超えない		
	屋上	高さ等	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上		
	可変式広告物	設置できません	—		
非自家用広告物の基準	野立広告板	設置できません	設置できません	建物の高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	野立広告塔			建物の高さ×2/3 かつ5m以下 建物の幅をはみ出さないこと	
	壁面			—	
	突出			—	
	屋上			—	
	同一広告主の広告物に関する相互間距離			—	
可変式広告物	設置できません	—			
	案内図板	面積 高さ	一面3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合 は一面あたり5㎡以下)	一面5㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は 一面あたり8㎡以下)	一面30㎡以下 縦4.5m以下かつ 地上高7m以下
電柱広告	巻付	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下 内容は案内図板に限る	下端の高さ：地上高4.7m以上 長さ：1.8m以下	下端の高さ：地上高1.2m以上 長さ：1.8m以下	下端の高さ：地上高4.7m以上 長さ：1.8m以下
	袖付	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 表示面積：1.2㎡以下 内容は案内図板に限る	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 表示面積：1.2㎡以下	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 表示面積：1.2㎡以下	下端の高さ：【車道】地上高4.7m以上 【歩道】地上高2.7m以上 表示面積：1.2㎡以下